

入札・契約関係書類のうち、押印廃止とする書類は次のとおりです。
(令和 3 年 4 月 1 日以降)

- 1 入札（見積）書
- 2 入札辞退届
- 3 委任状
- 4 工事費等内訳書
- 5 免税事業者届出書
- 6 請負代金一部前払額決定申請書

※ 1～4 は、電子入札対象外案件（紙入札）で提出する書類です。

※ 1 及び 2 は、余白等に担当者の氏名、連絡先を記載することで押印廃止が可能
です。担当者氏名等を記載しない場合は、代表者印の押印が必要です。

※ その他の入札・契約関係書類への押印廃止については、現在検討中です。決定後は、書類提出時に窓口等で個々に適宜お知らせします。